

# スタディー・アブロード 留学報告書

学年 2

学生 ID

名前:

スタディー・アブロード	I · II · III · IV
国（都市）	( )
大学・機関名	EC バーチャル（オンライン）
経 費	交換留学 ・ 自費留学 ; 奨学金受給（あり ・ なし）
経費概算	旅費（ 円） 学費（54,231 円） 生活費（ 円）
留学期間	2020 年 9 月 14 日 ～ 2021 年 3 月 7 日

## 1. テーマ

常に考え、自分の考えを伝える習慣を身につけ、同時に他の学生の考え方や、視点を知り、自分の考え方の幅を広げる。

## 2. 目標

グローバル化に伴い、国内外の人と対等に仕事をするために、グローバルな視点や考え方を身につけたい。その為には、以下の事を行う。

- ① 日本という国を客観的に見ることで、日本についてやその良さについて再確認し、理解を深め、いろいろな国の人に日本というものを伝えたり、母国をもっと好きになる。
- ② 他の国の文化や言語について、授業やディスカッションを通して知り、彼らの考え方を受容し、理解し寄りそう。

## 3. 成果（それぞれの目標に対して）

私は①と②の両方の目標を達成したように感じる。①においては、各国のユニットのテーマに応じて、母国の文化について考えたり、伝えたりする機会が多かったために達成できたと考えられる。初めは、どのトピックもすぐに自分のアイデアを思い浮かべることが出来なくて、考えるのに多くの時間を要した。母国の文化や自分自身のことについて考えていくうちに、自分のルーツやアイデンティティを理解したり、今まで気づかぬうちに思っていたことを知ることができた。一方で日本の良い面だけでなく、悪い面というのも多く見えた。それからより国内外のニュースを見るようになったり、興味を持つようになった。このオンライン留学を通して、自分の考えを書き出し、

整理することができたために、これらのことができるようになったと考える。②においても、多国籍の生徒と一緒に勉強することができたため、達成することができたと感じる。私の意見と180度異なる意見を聞く場面が何度もあり、その度に驚きと同時に、すごく興味を持った。他の生徒の意見について、十分に理解できない時には、授業が終わった後に、その生徒の出身国の文化や宗教、歴史について調べて、どの要因がその生徒の考え方を生み出したり、影響を与えているのかということ考えたこともあった。とにかく、私が持っていない価値観に触れる機会が多くあり、様々な意見を聞くのが楽しかった。ディスカッションをして意見交換をすることの面白さに気づくことができたり、自分がこんなにも様々な価値観や新しい情報を知ることに好奇心が持てるということを知ることができた。日本にいと、こんなにもしっかりディスカッションをする機会がないから、とても有意義で実りある留学になった。

#### 4. 留学を通して学んだこと

私はこの留学を通して、いくつかのことを学ぶことができた。一つ目は、きちんと意思表示をして受け身の姿勢にならないことである。オンライン授業だからより嫌なことや分からないことは伝えないと誰も助けてくれないし、楽しく授業を受けることが出来なかった。夏休みに受けた時に、その大切さを痛感していたから、春休みに受講した時には、先生やスタッフの人へ質問したり、何度かリクエストした。また聞き返したり、質問することに対して、抵抗なくできるようになった。留学は素晴らしい経験のできる機会であるが、自分から良いものにしようとする行動をしないと、質の良い満足のいく経験にはならないということを学んだ。

二つ目は、楽しむように努力することやその為にポジティブに考える事の大切さを学んだ。私は実際に疑問や不満を持った時は、すぐに相談して解決するようにしたり、実際に自分がどんなことをしている時が楽しいのかということを考えて、それができるように行動に移した。また、何か問題が起きた時も、深く考えないようにして、次は起きないようにどうするかというようにポジティブに考え続けた。自分がやりたくてやっている留学であるが、文化の違いでショックを受けたりして、留学に対してマイナスな感情を持つということは必ずあるだろう。しかし、その時にも、モチベーションを上げる努力をしたり、仕方がないと割り切るなど、自分をコントロールする術を身につけることは必要であると感じた。また一人で解決が難しい時には、周りの人に相談して乗り切ることも大切であると改めて学んだ。

三つ目に自分が母国について、十分に知らないということ学んだ。多くの外国の生徒と文化交流や意見交換する機会が多くあり、そこで彼らはスラスラと母国や自分のルーツについて説明した。普段から考える習慣のない私にとって、それは容易なことではなかった。しかし、私は、みんなにきちんと日本について知ってもらいたかったため、予習の時間のほとんどを日本文化や社会につい

て調べた。英語のスキルの向上と同時に、日本についても詳しくなったと思う。これからもっと国際交流を行っていくためには、私自身や日本についてのルーツについて理解を深め、自分のアイデンティティや考え方をしっかり持つておく必要があると強く感じた。

以上のことは、今回のオンライン留学だけでなく、現地留学を行った時にもできる経験だと思った。実際に非ネイティブ同士で会話をする大変さを感じたり、授業や先生と合わない、環境に慣れないなどである。それらを実際に経験した時、どのように対処すべきなのかを考えるいい機会となった。また、今までに出会ったことのない国籍の生徒と意見を交換したりして、素晴らしい出会いが多くあった。この留学を通して、より現地留学をして、その現地の雰囲気やリアルな世界を見てみたいと強く思い、そして同時に期待が膨らんだ。

#### 5. 今後の課題・目標

① TOEICで800点以上、英検準一級の取得を目指す。その為に、今まで行っていた勉強法を継続しつつ、徐々にレベルを上げていくために違う勉強法の実践も行う。

③ どんな時でも、自分の考えを伝えるために、日ごろから私ならどう思うかということを考えて、考え方の幅を広げたり、考えるときに必要となる知識を増やすために、友人とディスカッションをしたり、ニュースや本を読むなどする。

④ どんなことにも好奇心や興味を持ち、行っていることを楽しみ習慣を身につける。そのために②と同様、視野を広げる努力をし、今まで勉強をしたことがなかった分野など幅広い知識を身につける。

\* 留学報告書は、留学終了後、1か月以内に提出すること

担当教員





#### 4. 留学を通して学んだこと

今回私が学んだことは二つあり、一つは英語で会話することの楽しさである。私は、EG バーチャルを受講するまで、自分自身の英語に自信を持つことができず、どれだけ大学で学び、知識をつけ、トレーニングをしても、改善することはなかった。しかし、大学とは違う現地の先生や、様々な国から来た学生との交流がとても新鮮で、これまでの学習を活用することで、ちゃんとコミュニケーションが取れるということに気が付いたことが、自分の中では正直驚きだった。話せば話すほど、学べば学ぶほど、話せるようになっていくことが嬉しく、仮にうまく伝えられなくても、ジェスチャーなどで、伝える努力をすれば、相手に理解してもらえることを学べた。

二つ目は、まだまだ英語の学びが足りないということである。6週間連続で受講し、様々な語彙や文法を学んだが、日常的に使われる表現やイディオムなどを特に多く学んだ。活きた英語とはまさにこのことで、座学で学ぶ英語では、これらを身につけることはできない。自分が知っていると思ったもの、話せると思った表現を自覚することができたこと、これこそがオンライン留学で学んだ最大のポイントである。

#### 5. 今後の課題・目標

今後の課題として、「話せる英語」をもっと学ぶ必要があると感じた。自分はまだまだ日本的な英語学習を行い、苦手な文法などを特に重視して学習している。しかし、日常的な道具の意味や、表現などをあまり持ち合わせていないため、会話をする際につまってしまうことが多かった。コロナが収まり、海外へ行き学べるようになるまで、そうしたコミュニケーションに深い関わりを持つ英語学習を意識して行っていければと思う。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

\* 留学報告書は、留学終了後、1か月以内に提出すること

担当教員





#### 4. 留学を通して学んだこと

私は、この留学を通して発音はあまり気にする必要がないと気づきました。私は自分の英語の発音にずっと自信がありませんでした。しかし、この留学で様々な国の人の英語を聞きましたが、他の国の留学生たちは、自分の英語に自信をもって英語を話していました。それを感じ、自分も発音は気にせず、自信をもって英語を話すように心がけました。その結果、自分の意見を英語で伝える事ができるようになりました。

#### 5. 今後の課題・目標

日本の文化を学び、それを英語で説明できるようにする。来年1月のカナダ留学に向けて、カナダの文化を学ぶ。

\* 留学報告書は、留学終了後、1か月以内に提出すること

担当教員



## 「スタディ・アブロード」の一環で、学生を海外派遣する際の方針・必要条件

## 1. 趣旨

外国学科では、スタディ・アブロード（海外留学（含むインターンシップ））を「3つの柱」のひとつと位置付け、この履修を通じて、学生の異文化理解促進、コミュニケーション力の向上などを図っている。そして、外国学科の学生は、専門教育科目実習「スタディ・アブロードⅠ」4単位を取得することが卒業要件となっている。

この実習に学生を派遣するに際しては、これまで、明示的、暗黙的な合意事項などに基づき、外国学科の海外実習委員会（構成員は学科の全専任教員）の審議を経て、学務代議員教授会に諮り派遣の決定（留学先、留学期間など）を行なってきた。また、例外的な事案に関しては、学園本部との協議調整を行なった上で、海外実習委員会並びに学務代議員教授会の審議を経て決定してきた。そして、すべての派遣決定は理事長を最終決裁者とする稟議にて確認を行なってきた。

今般コロナ禍（Covid-19の深刻な感染状況）のため、学生の海外派遣を見送ってきたところであるが、柔軟な対応も一部可能であるとの文部科学省の通知を受け、本学においては学生の派遣を行なう場合の必要条件などを整理し、派遣決定のルールを明文化するため、以下のとおり定める。

## 2. 学生派遣の条件

前提条件として、派遣留学先が学校法人順正学園の提携校であること。

（外部条件）

1. 派遣留学先（国・地域）の海外安全情報危険レベルが1以下であること。

→渡航後に危険レベルが2（不要不急の渡航は止めてください）以上に上がった場合には、留学期間の途中であっても帰国を要請する。

2. 派遣留学先（国・地域）の感染症危険レベルが2（不要不急の渡航は止めてください）または3（渡航は止めてください）であっても、一定の要件が確認された場合には派遣することができる。

→渡航後に危険レベルが4以上に上がった場合には、留学期間の途中であっても帰国を要請する。

3. 派遣留学先（国・地域）が日本からの渡航を制限しておらず、ビザが発行される等渡航ができる状況であること。

4. その他、特例措置として海外安全情報危険レベルが2及び3の国・地域に学生を派遣する場合には、海外実習委員会並びに学務代議員教授会の審議を経て、学長が承認した場合に限り認めることとする。特例措置については、その方針・手続きを別項3に定める。

（学生）

1. 学生本人が渡航を希望し、その意思を保護者が認めていること。

2. 留学手続きは、期限を厳守し自己責任において自主的に行うこと。

3. スタディ・アブロード事前指導クラスを受講し単位を取得していること。

4. 海外での学習・生活に耐えられる健康状態であること。

→健康上課題がある学生は、主治医の診断書を提出すること。

5. 留学に伴う渡航期間中は、滞在国の法令、派遣先教育機関及び吉備国際大学の諸規則を遵守し、派遣先の教職員、担当者の指示に従うこと。
6. 留学期間中は、留学先国・地域の入国管理・検疫規則を遵守し、留学先機関の諸規則に従うこと。
7. 外務省海外安全ホームページで国・地域別渡航情報を確認し、「在留届」「たびレジ」への登録など、渡航にあたっての情報収集や安全対策を十分に行うこと。
8. 自然災害・感染症の流行や治安悪化など安全確保が難しいと判断された場合には、吉備国際大学が帰国指示を行うことがあることを了解し、その指示に従うこと。
9. 派遣先で、学業成績が著しく悪い場合や、健康上、生活上の問題等により、留学の継続が難しいと判断された場合には、途中帰国の措置をとられても異議を申し立てないこと。
10. 渡航後の留学期間延長は認められない。
11. 原則、急病、家族の弔辞等やむを得ない場合をのぞいて、一時帰国は認められない。
12. 留学期間中、健康上の問題やその他トラブルが発生した場合には、ただちに岡山キャンパス事務室に連絡すること。
13. 留学期間中、報酬を伴う就労（アルバイト等）は行わないこと。
14. 留学期間中に住居が変更になった場合には、速やかに岡山キャンパス事務室に連絡をすること。
15. 留学期間中の個人的な旅行は自己責任で行うこと。
16. 大学指定の学研災付帯海外留学保険に加入していること。
17. 大学の定める期限までに、留学に必要な諸手続き（パスポート・クレジットカードの取得、出願に必要な書類の提出、保険加入、航空券購入、費用の支払い）を済ませていること。  
→期限までに手続きが未完了の場合、留学時期を延期されても異議を申し立てないこと。
18. 留学について当初予定していた費用、スケジュール等に変更が生じる可能性があることを理解し、それらに対応すること。追加発生した費用については、自らが負担すること。
19. 留学中の本学の履修登録については、卒業を踏まえた履修科目を自己責任で決定し、定められた期間内に履修登録を行うこと。
20. 留学期間中は、毎週ポートフォリオ（実習記録）を指導教員に提出すること。
21. 留学期間中は、自動車、自動二輪車等の運転はしないこと。
22. 留学派遣先のオリエンテーション前 1 週間を目途に渡航し、留学先での授業・試験等終了後、1 週間以内を目途に帰国すること。

#### (大学)

1. 教育交流協定を締結した留学先機関との連絡・調整に努め、年度ごとの受入れ可能数、条件などを確認すると共に、学生などに情報提供・更新を行なう。
2. 協定の管理は学園本部が担っているため、学園本部との情報共有、協議調整を適時適切に行なう。
3. 留学先機関の状況把握を行なうと共に、生活情報なども可能な限り入手する。受入れ窓口よりキャンパスなどの安全対策情報を入手する。公開されている海外安全情報などと併せ、これらの情報分析を行い、学生に適時適切な情報提供を行なう。
4. 学生・保護者からの質問、疑問、懸念に対しては、可能な限り対応する。
5. スタディ・アブロード事前指導、フォローアップ指導並びに留学報告会を通じて、学生の意欲向上を図る

と共に、海外安全情報の活用などリスク・マネジメント力を身につけさせる。

6. 学生並びに保護者またはその代理人に対し、三者面談の機会などを通じて、本学のスタディ・アブロードの主旨、制度、留学先機関などの情報・受入れ条件、各種手続き、必要資金の概算などを提示し、理解を得る。
7. 学生が行なう諸準備に関しては、学生の主体性の涵養に配慮しつつ、側面的支援を行なう。準備状況をモニタリングし、時間的に間に合わない事態となった場合は、派遣時期の変更も含め留学計画の見直しを行なう。
8. 留学する国・地域並びに留学先機関のコロナ対策・医療事情の調査を行う。
9. 海外旅行者保険の特約条項の内容を確認し、学生に適した保険に加入するよう指導する。  
→派遣先の学校が定めた保険に加入する必要がある場合には、これに従うこととする。
10. 留学期間中、指導教員は、ポートフォリオ（実習記録）のやりとりとは別に、LINEなどを活用し、定期的なメンタリングを行なう。

### 3. 特例措置を実施する場合の方針と手続き

#### （方針）

一定の条件を満たし、海外実習委員会並びに学務代議員教授会の審議を経て、学長が承認した場合、特例措置として、感染症危険情報の危険度がレベル2（不要不急の渡航は止めてください）またはレベル3（渡航中止勧告）の国、地域であっても学生を派遣することができる。

#### （手続き）

学生並びに保護者への善管注意義務及び事業実施主体としての配慮義務を可能な限り全うするため、次の手続きを経て派遣の決定を行なう。決定に際しては、学生への指示事項なども併せて審議することとする。

1. 文部科学省の関係通知などの主旨に照らし逸脱がないことを確認した上で、海外安全情報などの確認、他大学の動向、留学先機関からの情報（キャンパス内外での感染状況、感染症対策、医療施設など）、海外旅行者保険の特約条項、航空便の運行状況などをもとに、学生派遣の可否を総合的に判断する。判断をするための調書（別に定める）を作成する。
2. 特例措置留学を希望する学生並びに保護者またはその代理人に対し情報提供をし、各種リスクに関し個別に大学より説明する。その上で、学生並びに保護者等の意志確認を文書（別に定める）で行なう。
3. 本特例措置は感染症、留学先の国・地域、学生の個別事情により異なるため、学生毎に審議資料（別に定める）を作成する。
4. 特例措置の決定は、外国学科の海外実習委員会での審議、学務代議員教授会での審議を経て、審議結果を学長に報告し、派遣の判断を仰ぐこととする。学長の派遣承認を受け、稟議をもって最終決定を確認する。

### 4. その他

この方針・必要条件に拠りがたい場合は、海外実習委員会並びに学務代議員教授会の審議を経て、学長の承認を得るものとする。

以上

## 留学派遣希望調書

提出日: 2 年 月 日

氏 名		学 年	
英 文		学 籍 番 号	
携帯電話番号		メールアドレス	
国 籍		チューター名	
留学希望学校名	第1希望 ●学校名: ●国 名: ●希望期間: ●留学開始時期: ●留学形態: <input type="checkbox"/> 交換留学 <input type="checkbox"/> 自費留学	第2希望 ●学校名: ●国 名: ●希望期間: ●留学開始時期: ●留学形態: <input type="checkbox"/> 交換留学 <input type="checkbox"/> 自費留学	
語学力・GPA	●TOEIC: 点 ●GPA: ●その他:		
保護者連絡先	●住所: (〒 - ) ●氏名: ●続柄( ) ●携帯電話番号:		
現在治療中の疾病 服用中の薬			
既往歴(過去の大きな病気)			
準備状況	●パスポート: <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ●クレジットカード: <input type="checkbox"/> 有 ( 枚) <input type="checkbox"/> 無 ●新型コロナワクチン接種: <input type="checkbox"/> 2回接種済み(1回目: 月 日・2回目: 月 日)		
確認事項	<input type="checkbox"/> 学生本人が強く留学を希望し、保護者が留学に同意していること。 <input type="checkbox"/> 心身共に健康であること。 <input type="checkbox"/> 留学手続き途中で、状況の変化によって、急に留学を取りやめなければならない可能性があること。その場合準備にかかった費用は基本返金されないこと。 <input type="checkbox"/> 留学先の治安や感染症の状況が悪化し、吉備国際大学から帰国勧告があった場合には、それに必ず従うこと。 <input type="checkbox"/> 交換留学の場合、留学期間中の授業料は本学に納付し、留学先の授業料が免除されること。		

留学先状況

●外務省海外渡航危険レベル:

●COVID-19 感染状況:

・国レベル:

・地域レベル:

・学校内:

●感染症対策:

・地域レベル

・学内・寮

●日本からの渡航制限の有無:

●入国条件

●その他

チューター氏名  
・確認印

印

学部長氏名・確認印

印

学校法人順正学園  
理事長 加計 勇樹 殿

## 承諾書兼誓約書

私は、吉備国際大学の「スタディ・アブロード」(海外留学(含むインターンシップ))を履修するにあたり、下記の事項を承諾し、遵守いたします。

### 1. 遵守事項

- (1) 留学手続きは、期限を厳守し自己責任において自主的に行うこと。
- (2) 大学の定める期限までに、留学に必要な諸手続き(パスポート・クレジットカードの取得、出願に必要な書類の提出、保険加入、航空券購入、費用の支払い)を済ませていること。期限までに手続きが未完了の場合、留学時期を延期されても異議を申し立てないこと。
- (3) 渡航期間中は、滞在国の法令、派遣先教育機関及び吉備国際大学の諸規則を遵守し、派遣先の教職員、担当者の指示に従うこと。
- (4) 留学期間中は、留学先国・地域の入国管理・検疫規則を遵守し、留学先機関のコロナ対策規則に従うこと。
- (5) 外務省海外安全ホームページで国・地域別渡航情報を確認し、「在留届」「たびレジ」への登録など、渡航にあたっての情報収集や安全対策を十分に行うこと。
- (6) 原則として、出発14日前までに、2回目の新型コロナワクチン接種を済ませていること。
- (7) 留学について当初予定していた費用、スケジュール等に変更が生じる可能性があることを理解し、それらに対応すること。追加発生した費用については、自らが負担すること。
- (8) 大学指定の学研災付帯海外留学保険及び派遣先教育機関が求める保険に加入していること。
- (9) オリエンテーション前1週間を目途に渡航し、留学先での授業終了後、1週間を目途に帰国すること。
- (10) 留学期間中、健康上の問題やその他トラブルが発生した場合には、ただちに岡山キャンパス事務室に連絡すること。
- (11) 自然災害・感染症の流行や治安悪化など安全確保が難しいと判断された場合には、吉備国際大学が帰国指示を行うことがあることを了解し、その指示に従うこと。
- (12) 派遣先で、学業成績が著しく悪い場合や、健康上、生活上の問題等により、留学の継続が難しいと判断された場合には、途中帰国の措置をとられても異議を申し立てないこと。
- (13) 留学期間中に住居が変更になった場合には、速やかに岡山キャンパス事務室に連絡をすること。
- (14) 留学期間中の個人的な旅行は自己責任で行うこと。
- (15) 留学期間中は、毎週ポートフォリオをチューターに提出すること。
- (16) 留学中の本学の履修登録については、卒業を踏まえた履修科目を自己責任で決定し、定められた期間内に履修登録を行うこと。

## 2. 禁止事項

- (1) 危険な場所、治安の悪い場所へは立ち入らない。
- (2) 渡航後の留学期間延長は認められない。
- (3) 原則、急病、家族の弔辞等やむを得ない場合をのぞいて、一時帰国は認められない。
- (4) 留学期間中、報酬を伴う就労（アルバイト等）は行わない。
- (5) 留学期間中は、自動車、自動二輪車等の運転はしない。

## 3. 費用

- (1) 留学期間中の本学の授業料は免除されない。交換留学の場合には、留学先の授業料が免除となる。
- (2) 滞在費、航空運賃、ワクチン接種、ビザ取得費用、その他留学生活に必要な費用は自己負担とする。
- (3) 新型コロナウイルス感染拡大に伴い、渡航後または帰国後に隔離措置が取られる場合には、それに係る費用は自己負担とする。

## 4. 留学の取り消し・延期

- (1) この「承諾書兼誓約書」が定める遵守事項を守らなかった場合
- (2) 派遣先国に入国する査証が発給されなかった場合
- (3) 疾病その他やむを得ない理由によって留学ができなくなった場合
- (4) その他、留学手続きを続けることが困難な事由が発生した場合

## 5. 学校法人順正学園及び吉備国際大学が責任を負わない事項

- (1) 渡航期間中の事故、疾病、犯罪、テロなど不可抗力による損害
- (2) 派遣学生の法令違反、故意、過失による人的・物的損害

## 6. その他

- (1) 学生の安全確保の目的で、派遣先教育機関、政府機関より要請があった場合には、当該学生の個人情報提供を行うことがある。
- (2) コロナウイルス感染拡大の状況によっては、渡航後留学先の授業がオンライン授業になる場合がある。

(西暦) 年 月 日

学生署名 (自署)

印

保証人は、本承諾兼誓約書の内容を理解し、承諾します。

保証人署名 (自署)

印

学生との関係 ( )

日中連絡先 ( )